

第 25 回ヘブンアーティスト募集要項

東京都では、文化振興の一環として、公園等の公共の場所を音楽演奏やパフォーマンスを行う場所として開放することで、アーティストたちが互いに切磋琢磨して、創造し表現する場を提供するとともに、都民や東京都を訪れる方が身近な所で文化に親しむ機会を提供することを目的にヘブンアーティスト事業を実施しています。

令和7年度においても、新規のヘブンアーティストを募集します。

1 ヘブンアーティストについて

ヘブンアーティストは、東京都が実施する専門家による審査に合格し、ライセンスを交付されたアーティストです。ヘブンアーティストになると、東京都が指定する都立公園や民間施設等の決められた場所で、あらかじめ予約した日時に、音楽演奏やパフォーマンスを行うことができます。

※ このライセンスは、一般の路上などでの音楽演奏やパフォーマンスを認めるものではありません。

※ 活動の際は、大音量の禁止など音楽演奏やパフォーマンスの内容に制限があります。

2 ヘブンアーティスト活動に当たっての条件

(1) 事前予約について

活動に当たっては、あらかじめ場所及び日時を事務局等へ連絡する予約が必要です。施設管理者からの活動不可連絡や他のアーティストの先約がある場合は活動できません。予約は原則として先着順ですが、予約受付開始直後は、一度に予約できる時間が限られる場合があります。

(2) 活動場所について

ア 活動場所は基本的に屋外になります。また指定された区域で行っていただきます。上野恩賜公園、東京芸術劇場、葛西臨海公園、代々木公園、小金井公園、光が丘公園等の都が指定した場所（55施設75箇所）になります。

※ 一般の路上や駅前の敷地は、活動場所ではありません。

イ 活動場所には、スタッフに当たる人員はいません。音楽演奏やパフォーマンスに必要な機材の搬入、搬出等はご自身の負担で行っていただきます。

ウ 活動に際しては、各活動場所の使用条件や現地施設管理者の指示に従っていただきます。また、活動場所での対応は原則として日本語となります。

(3) 禁止事項について

ア DVD、CD、チケット等の物販行為はできません。

イ 観覧者の厚意による投げ銭を受け取ることはできますが、強要することはできません。

ウ 近隣の方や他の施設利用者の迷惑になるような大音量を出すことはできません。
電池式又は充電式の最小限のポータブルアンプに限り使用を認めていますが、アンプを使用しない形態での活動を原則とします。

エ 火気、刃物等の危険物、サル等の法令で定める特定動物を使用することはできません。

オ 公序良俗に反するもの、宗教的又は政治的な宣伝や主張を目的とした音楽演奏やパフォーマンスはできません。

(4) グループでの活動について

グループで活動する場合は、あらかじめ申請し審査会で合格しライセンスが付与されたメンバーだけが活動可能です。また、活動はライセンスを持つメンバー全員で行っていただきます。

3 審査について

音楽、パフォーマンス等の専門家が次の(1)から(3)までの着眼点を踏まえ審査を行います

(1) 魅力

都民が身近で気軽に芸術文化に親しむことができる魅力や楽しさ
公共空間において人の足を止め、惹きつける魅力や楽しさ

(2) 独創性

新しいアイデアや創意工夫

(3) 将来性

今後の飛躍が期待できる資質と姿勢

4 応募資格

(1) 住所等

都内に在住、在勤、在学であることを問わず、住所要件は特にありません。
(ただし、日本国内で郵便物を受け取れること)

(2) 国籍

国籍は問いませんが、日本国籍以外の方については、在留資格を有する方とします。

(3) 年齢

令和7年11月1日時点で満16歳以上の方とします。

(4) 募集の対象とならない方

暴力団員等(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者)

5 応募から審査会、ライセンス発行までのスケジュール

(1) 応募締切

令和7年6月27日(金)

郵送の場合は消印有効、オンライン申請の場合は午後11時59分まで

(2) 第一次審査(書類及び動画による審査)

令和7年8月上旬予定(一次審査結果は8月下旬頃に本人へ郵送で通知)

(3) 第二次審査(第一次審査通過者を対象に公開実演審査)

音楽部門: 令和7年9月30日(火)

パフォーマンス部門: 令和7年10月1日(水)・2日(木) を予定

(出演日および出演順は東京都で決定いたします)

(4) 合格通知

令和7年10月下旬頃に本人へ郵送で通知

(5) ライセンス発行

令和7年11月1日付(11月上旬にライセンス交付説明会を実施予定)

6 応募方法

以下【必要書類等】①～③を、郵送またはオンライン申請でご提出ください。

(1) 郵送の場合

①～③を同封の上、下記の応募先までご郵送ください。

①は紙にプリントアウト、③はDVDまたはUSBメモリに保存してください。

【応募先】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都生活文化局文化振興部 ヘブンアーティスト担当

(封筒に「音楽部門」または「パフォーマンス部門」いずれかを明記のこと)

(2) オンライン申請の場合

①～③を下記の応募フォーム内に添付・入力の上、送信してください。

①はExcelまたはPDF形式で添付、③はYouTubeにアップロード後「限定公開」に設定の上、URLを入力してください。

【応募フォーム】 <https://logoform.jp/form/tmgform/1005153>

※以下日時はシステムメンテナンスのため、オンライン申請がご利用できません。

令和7年6月24日(火) 午後10時 ～ 6月25日(水) 午前5時

(日時は変更になる場合があります)

【必要書類等】

① 応募用紙

ホームページからダウンロードしたものをご提出ください。

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/bunka/bunka_jigyo/heavenartist

② 写真（応募用紙に貼付）

縦 4 c m × 横 3 c m、上半身・正面・脱帽、3 か月以内に撮影したもの。元の顔が確認できないほどの濃いメイクは NG。メンバーが複数の場合は全員分必要です。

③ 活動内容が分かる動画データ

ア 実際に音楽演奏やパフォーマンスをしている様子がよく分かる動画(過去 1 年以内に撮影したもの)を提出してください。

イ 原則として収録された動画の開始から 5 分間を審査資料とします。

ウ 音楽部門応募の方は生演奏の様子動画を収録してください。

エ 動画はパソコンで再生及びデータ保存が可能な形式にしてください（ファイル形式は「.mp4」を推奨します。事務局のパソコンで再生できない場合、資料不備という扱いになります）。また、DVD で応募される場合は必ずファイナライズ処理（※）を行ってください。

※書き込みをした DVD を、その作業をした機器以外でも再生可能にする処理

オ 動画の容量は 1GB 以下とし、1 つのファイルにまとめてください。また、DVD・USB メモリには動画以外のデータは保存しないようにしてください。

7 その他注意事項

- (1) 音楽部門とパフォーマンス部門は、同時に応募できません。また、応募用紙に部門の記載がない場合は、内容を確認の上事務局で部門を決めさせていただきます。
- (2) 応募書類は DVD 等を含め、一切返却いたしません。
- (3) 応募書類等の内容に変更があった場合は、速やかに事務局にご連絡ください。
- (4) 第一次審査の内容、可否理由等についてはお答えしかねますのでご了承の上ご応募ください。

8 問合せ先

東京都生活文化局文化振興部 ヘブンアーティスト担当

TEL 03-5320-7585 平日 9 時～17 時 30 分(12 時～13 時を除く)

9 個人情報の取扱について

応募用紙に記載された氏名、住所、連絡先等の個人情報は、個人情報の保護に関する法律施行条例その他関連法令を遵守し、東京都が適正に管理します。個人情報のヘブンアーティスト事業に関する資料の送付、連絡、その他本事業に必要な目的以外での利用及び第三者への提供はいたしません。